相続人代表者指定届(町県民税・固定資産税・軽自動車税) 兼固定資産現所有者申告書の確認事項

(1)対象の町税について

届出書の提出対象となる町税は、町県民税・固定資産税・軽自動車税です。なお、それぞれの賦課期日は、町県民税・固定資産税が毎年1月1日、軽自動車税が毎年4月1日となっており、賦課期日現在で、南大隅町に住所・固定資産・軽自動車があれば、その年度の町税は南大隅町で課税されることになります。

1 納税義務の承継等

納税義務者の死亡に伴い相続が生じた場合、その納税義務は相続人に承継されます。お亡くなりになった後に納めていただく町税がある場合には、相続人に納めていただく必要があります。また、固定資産(土地・家屋)や軽自動車の所有者が死亡された場合、翌年の賦課期日までに相続登記や名義変更が行われてない場合は、相続権のある方全員が連帯して納税義務を負うこととなります。

2 相続人代表者指定届(町県民税・固定資産税・軽自動車税)兼固定資産現所有者申告者の届出 死亡された方にかかる賦課徴収及び還付に関する書類を受領してくださる代表者を指定していただく ための届出及び固定資産の相続登記がされるまでの現所有者の代表者の届出です。必要事項を記入し て、税務課、支所のいずれかに提出してください。

・相続人代表者の指定

納税義務者が死亡した後、相当の期間内に相続人代表者指定届(町県民税・固定資産税・軽自動車税) 兼固定資産現所有者申告書が提出されない場合、町が相続人代表者指定届(町県民税・固定資産税・軽自 動車税)兼固定資産現所有者を指定します。

・相続放棄をされた場合の手続き

納税義務者が死亡された後、相続人全員が相続放棄をされ、相続人がいない場合には、その納税義務は 承継されません。その場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等を提出して ください。

(2) 所有者の変更について

土地・家屋や軽自動車の所有者を変更される場合は、各管轄所において手続きが必要になります。

固定資産(土地・家屋)

鹿児島地方法務局 鹿屋支局(鹿屋市西原4丁目5番1号)鹿屋合同庁舎 TEL 0994-43-6790(自動音声案内)

※未登記家屋の所有者変更につきましては南大隅町役場税務課 課税評価係までご連絡ください。

☆ 軽自動車(四輪・三輪・軽二輪)

軽自動車協会鹿児島事務所(鹿児島市谷山港2-4-38)

TEL 099-262-0606

☆ 軽自動車(二輪の小型)

九州運輸局鹿児島運輸支局(鹿児島市谷山港2丁目4-1)

TEL 050-5540-2089

☆ 軽自動車(原付·小型特殊自動車)南大隅町役場 税務課 課税係